

住居確保給付金 対象者要件

《 対象者要件 》 申請者: _____

	確 認 ・ 調 査 項 目	チェック
①	離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること。(外国人の場合は定住者または永住者の資格が必要)	
②	(1) 申請日において、離職・廃業の日から2年以内の者 離職(廃業)日: 年 月 日 申 請 日: 令和 年 月 日 (離職・廃業後 年 ヶ月) (2) 給与等を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、離職や廃業と同等程度の状況にある者 ・休業を知らせる通知 ・勤務日数や勤務時間が減少したことがわかるもの(出勤簿、予約表など) ・就労の機会が大幅に減少したことがわかるもの(シフト表など)	
③	離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと	
④	申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、「基準額(※)」に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額以下であること・・・(※収入要件) (※)「基準額」＝市町村民税均等割の非課税限度額の 1/12	
⑤	申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額×6(ただし、100 万円を超えないものとする)以下であること・・・(※資産要件)	
⑥	公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと	
⑦	国の雇用施策による給付又は地方自治体等が実施する住居を喪失した離職者に対する類似の給付を、申請者及び申請者と生計を一にする同居の親族が受けていないこと	
⑧	申請者及び申請者と生計を一にする同居の親族のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと	

※収入要件・資産要件・就職活動等要件については、次頁のとおりです。

※金融機関等への資産調査、居住実態の訪問確認、雇用主その他関係者への収入状況調査を必要に応じ実施します。

※再支給の申請をする場合、以前の住宅確保給付金の支給が終了してから1年以上経過していること。(ただし、最後に住居確保給付金の申請をした日が令和6年3月 31 日以前であって、当該申請にかかる支給が終了した後に解雇その他事業主の都合による離職により経済的に困窮したものについては、当該申請にかかる支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過していなくとも、再支給の申請ができる。)

<< 収入要件 >>

申請月の世帯収入合計額 ≤ 収入基準額

平成27年7月1日から適用・・・住宅扶助の限度額改定による

世帯人数	基準額	家賃額	収入基準額	世帯の収入合計	確認
1人世帯	86,000円	35,000円	121,000円	円	
2人世帯	124,000円	42,000円	166,000円		
3人世帯	147,000円	46,000円	193,000円		
4人世帯	175,000円	46,000円	221,000円		
5人世帯	209,000円	46,000円	255,000円		
6人世帯	242,000円	49,000円	291,000円		

※ 申請した月に基準額を超える世帯収入がある場合

支給額	=	家賃額	-	(	申請月の 世帯収入額	-	基準額	)
円		円			円		円	

(収入が基準額まで下がった場合は、変更申請が可能。)

<< 資産要件 >>

申請時の世帯の預貯金合計額 ≤ 基準額×6

『基準額×6』が100万円を超える場合は、100万円が上限となる。

世帯人数	基準額×6 または 上限額	世帯の預貯金・現金合計	確認
1人世帯	516,000 円	円	
2人世帯	744,000 円		
3人世帯	882,000 円		
4人世帯	1,000,000 円		
5人世帯	1,000,000 円		
6人世帯	1,000,000 円		

<< 就職活動等要件 >>

誠実かつ熱心に就職活動を行うこと

・申請時に必ず提出するもの

①ハローワーク受付票(ハローワークカード)

・受給中の就職活動(活動しない場合は原則支給中止となります)

①ハローワークでの求職の相談・・・月2回以上

②市役所での面接、就職活動の報告・・・月4回以上

③求人先への応募、求人先の面接・・・月4回以上

・自立に向けた活動

①市役所での面接、就職活動の報告・・・月4回以上

②経営相談先への面談等・・・月1以上

③自立に向けた活動計画による取組・・・月1回以上